

自動車運転による死傷事犯類型別事例集（アルコールの影響）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
1	神戸地裁姫路支部平成27年2月6日	自動車専用道路を時速約60kmで逆走し、対向進行してきた普通乗用自動車に衝突させて自車の左前輪を脱落させた上、対向進行してきた大型自動二輪車に同左前輪を衝突させて同車を路上に転倒させた（2名負傷）。	<p><b>○主な争点</b> 「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか否か。</p> <p><b>○争点についての判断の概要</b> 本件事故後に呼気から相当量のアルコールが検出されていること（事故の約42分後の呼気中アルコール濃度は0.45mg/l）などを踏まえると、被告人は、事故当時、相当程度の酩酊状態であったと認められる。また、飲酒の影響などにより、逆走していることにも気付かず、一定距離の逆走を続けており、このことは、被告人が、周囲の道路状況等を認識できない状態に陥り、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態に至っていたことをうかがわせる事情である。</p> <p>しかし、他方、本件事故に至る前、約2kmの距離を運転し、その間、交通違反はあったが大きな交通事故は起こしていないこと、本件事故後、被告人車両を操作して走行させ続け、比較的安全な中央分離帯付近の開口部に車を寄せて停車させることができていること、その後、職場の社長などに電話して通常の会話ができていたこと、事故現場である自動車専用道路が一般道路と連結するランプを上る際、ランプの状況に応じた複雑な運転操作が要求される場面で、事故を起こすなどの不適切な運転操作をした形跡は見当たらず、少なくともこの時点ではある程度の確かな運転操作が可能な心身の状態であったといえることなどを踏まえると、被告人が不注意により逆走の事実にはしばらく気付かず、結果的に本件事故を惹起した可能性を否定することはできない。</p> <p>したがって、被告人が、当時、道路交通の状況に応じた的確な運転操作を行うことができない心身の状態にまで至っていたと断定できるか、常識に照らして疑問を差し挟む余地がある。被告人が、本件当時、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあったと認定することはできない。</p>	懲役1年8月 （自動車運転過失傷害、道路交通法違反）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
2	広島地裁平成28年1月26日	一般道を時速約40kmないし50kmで進行中、アルコールの影響により仮睡状態に陥り、進路前方で信号待ちのために停止していた原動機付自転車に自車を衝突させて転倒させ、さらに、信号待ちのため停止していた普通乗用自動車に自車を衝突させた（2名負傷）。	<p><b>○主な争点</b>          運転開始時に「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか否か。</p> <p><b>○争点についての判断の概要</b>          本件事故の直前、被告人がアルコールの影響により仮睡状態となり前方注視及び運転操作が困難な状態に陥ったことは明らかであるが、自動車運転死傷処罰法第2条第1号の危険運転致傷罪の認定に関しては、運転開始時に既に被告人が前方注視等が困難な状態にあり、かつ、その認識を有していたか否かが問題となる。</p> <p>客観的な事実からみると、運転開始後数百メートルで仮睡状態に陥ったことは、運転開始時の眠気の強さを推認させる事情ではあるが、本件のように、アルコールの影響と睡眠不足が競合している場合に、運転中に突如として眠気が強まるということが不自然であるとは断定できず、直ちに、運転開始時に前方注視等が困難な状態であったことまで推認されるわけではない。</p> <p>それ以外の事実をみても、被告人の犯行前夜からの飲酒量は少なくないが、飲酒を終えて事故時まで4時間以上が経過しており、その間に約3時間の仮眠をとっていたのであるし、事故の約17分後の飲酒検知の結果（呼気中アルコール濃度0.3mg/l）からも、アルコールの心身への影響が通常の飲酒運転等の事案に比して特に深刻であったという様子はみられない。</p> <p>運転開始時に前方注視等が困難な状態であったことを認めるに足りる証拠はない。</p>	懲役1年6月 （危険運転致傷（自動車運転死傷処罰法第3条第1項））

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
3-1	大阪地裁平成28年11月2日	<p>路外施設駐車場から道路に進出するに当たり、右方から進行してくる自転車Aを認めた際、ブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏み込み、自車を加速させて自転車Aに衝突させ、その衝撃により、自転車Aを並走していた自転車Bに衝突させ、さらに、自転車Bを同所付近に立っていた者に衝突させた（1名死亡、2名負傷）。</p> <p>※本件は、過失運転致死傷で起訴された後、危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法第2条第1号）に訴因変更がされたもの。</p>	<p>○<b>主な争点</b> 「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか否か。</p> <p>○<b>争点についての判断の概要</b> 本件事故直前に、高さ17cmの鉄柵の存在に気が付かないまま同鉄柵に乗り上げていること、本件事故時に右前方約4m先の道路上を走行してくる自転車を認めて狼狽し、ブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを強く踏み込むといった運転ミスを重ねていることを考慮しても、その前後に、発進時にいったんブレーキペダルを軽く踏んで速度を調整したりするなど、その場の状況に応じた運転操作をしていること等に照らすと、いまだ被告人が道路交通の状況に応じた運転操作が困難な状態に陥っていたと認めることはできない。 本件事故の約27分後の呼気中アルコール濃度は0.25mg/1かその直近にとどまる上、事故前後を通じて被告人には歩行や話し方等に異常というべき点は認め難いこと、被告人は事故直後に本件車両を降りて被害者が倒れている方へと走り寄り、友人に救急車を呼ぶように頼むなどその場に応じた行動をとっていたこと、事故後に通報を受けて駆け付けた警察官も、当初は被告人が飲酒をしていること自体に気付かなかったことなどからすると、むしろ被告人の酔いの程度はいまだ弱いものとどまっていたといえ、これら運転前後の事情も、被告人が本件事故時に正常な運転が困難な状態に陥っていたことを推認するに足りるとはいえない。 その他の事情を考慮しても、本件事故時、被告人がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態に陥っていたとまでは認定できない。</p>	懲役3年6月（過失運転致死傷、道路交通法違反）
3-2	大阪高裁平成29年10月5日	3-1と同事案（控訴審）	<p>○<b>主な争点</b> 「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか否か。</p> <p>○<b>争点についての判断の概要</b> 原審の証拠評価及び事実判断はおおむね相当として是認することができる。</p>	控訴棄却 (3-1を維持)

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
4	広島地裁平成29年2月9日	一般道を時速約66kmないし74kmで進行するに当たり、前方左右を注視せず、進路を適正に保持しないで進行し、進路前方を歩行中の者に自車を衝突させて転倒させた（1名死亡）。	<p><b>○主な争点</b> 「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか否か。</p> <p><b>○争点についての判断の概要</b> 被告人は本件事故後に逃走しており、飲酒検知が実施されていないものの、ウイドマーク式計算法によれば、事故当時の呼気中アルコール濃度は0.55mg/1程度であったと認められるが、その程度のアルコールを体内に保有していた事実から直ちに、検察官が主張するような意識がない又はもうろうとした状態に被告人が陥っていたと認定できるわけではない。 被告人は、本件事故前、約2kmにわたって運転し、脱輪や接触等の事故を起こした証拠はない。事故の態様についても、被告人に過失があることは明らかであるが、本件事故現場の明るさ、道路の幅員及び人通りの少なさ等の本件道路の具体的な状況を考えると、そのような不注意な運転に至ることに、正常な運転の困難性を根拠付けるほどの異常性があるとまでは認められない。 被告人は、少なくない量のアルコールを体内に保有した状態で自動車を運転し、運転中眠気を感じていたことは認められるものの、事故前の運転状況、事故の態様及び事故後の言動を見ても、正常な運転の困難性を根拠付けるほどの異常性を認めるに足りる証拠はなく、居眠りをして意識がない状態又は眠気で意識がもうろうとした状態であったことも立証されていない。したがって、被告人が本件運転時にアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であったとは証拠上認められない。</p>	懲役7年 (過失運転致死アルコール等影響発覚免脱、道路交通法違反)
5	福岡地裁小倉支部平成29年5月10日	信号機により交通整理の行われている交差点付近を直進中、仮睡状態に陥り、対面信号機の表示が赤色信号である同交差点に進出し、右方道路から青色信号表示に従い進入してきた普通乗用自動車に自車を衝突させた（1名負傷）。	<p><b>○主な争点</b> 運転開始時に「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか否か。</p> <p><b>○争点についての判断の概要</b> 本件事故時に、酒の影響により仮睡状態に陥っており、同時点及びその直前において、道路交通の状況等に応じて前方を注視し、運転操作を行うことが困難な心身の状態、すなわち正常な運転が困難な状態であったことは認められる。 しかし、本件時、平素の就寝時刻を大幅に過ぎていたわけではないこと、飲酒量も平素と比較してそれほど多量とはいえないこと（事故後逃走しているため飲酒検知は実施できていない）、微酔程度の酩酊状態を示すにとどまる被告人の言動、相応の注意力・判断能力・運転操作能力等を有していたことを示す運転開始時、及び少なくともその後約1、2分が経過する頃までの運転状況、事故後の行動状況などを総合考慮すると、被告人が本件駐車場において被告人車両を発進させた時点では、アルコールの影響により、その後の走行中に正常な運転が困難な状態に支障が生じるおそれがある状態であり、その旨認識していたというにとどまり、それを超えて、現実には正常な運転が困難な状態であったと認めることはできず、また、そのことを認識していたとも認められない。</p>	懲役2年（3年間執行猶予） (危険運転致傷（自動車運転死傷処罰法第3条第1項）、道路交通法違反)

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
6	岐阜地裁平成29年10月6日	駐車場出入口から歩道に相当速度で自車を進出させ、同歩道を歩行中の者に衝突させて転倒させた（1名死亡）。	<p><b>○主な争点</b> ①「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか、②故意</p> <p><b>○争点についての判断の概要</b> （争点①）被告人の体内のアルコール濃度（本件事故の約34分後に実施された飲酒検知における被告人の呼気中アルコール濃度は約0.5mg/l）や記憶障害に照らし、本件事故時、アルコールの影響により、道路交通の状況に応じて前方を注視し、適切な運転操作を行う能力が、相当程度低下していたものと考えられること、本件駐車場に至るまでの運転状況にも、被告人の運転能力の低下を示す行為が見られること、そして、何よりも本件事故時に、当然に認識すべき被害者の存在を認識できておらず、前方を確認し、そこにある危険を把握する能力が相当程度低下し、また、適切な運転操作ないし判断をする能力が相当程度減退していたことを併せ考えると、被告人は、本件事故時、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態にあったことが認められる。 （争点②）被告人が、一応仮眠を行い、多量の飲酒から5時間以上が経過した後、被告人車両を運転していることや、おおむね目的地に向けて正常に運転できていることを踏まえると、自己の心身の状態につき、前方注視等が困難でないと認識していたことは否定できない。 したがって、被告人において、事故当時、アルコールの影響により、前方を注視し、そこにある危険を把握した上、適切に対処することができなくなるおそれのある状態にあることを認識した上、運転行為に及んだことは認められるものの、現に前方を注視し、そこにある危険を把握した上、適切に対応することができない状態にあるとの認識を有していたことについては合理的な疑いが残る。</p>	懲役7年 （危険運転致死（自動車運転死傷処罰法第3条第1項）、道路交通法違反）

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
7-1	熊本地裁平成30年1月29日	<p>信号機により交通整理の行われている交差点を、進路の前方を注視せず、対向直進車両の有無及びその安全を確認しないまま時速約27kmで右折進行し、対向車線を直進してきた普通自動二輪車に自車を衝突させて転倒させた（1名死亡）。</p>	<p><b>○主な争点</b> 「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか否か。</p> <p><b>○争点についての判断の概要</b> 被告人は、数時間前からの多量の飲酒により相当程度酩酊しており、歩行能力や視認能力に影響が出ていた（本件事故の約23分後に実施された飲酒検知における被告人の呼気中アルコール濃度は0.97mg/l）。また、本件は、被告人が前方の状況を正しく把握しないで内小回りの右折操作を行い、対向直進してくる被害者の自動二輪車に衝突したものであり、事故当時、被告人は、アルコールの影響により前方の危険を把握して回避する能力等が低下していたことは間違いないといえる。</p> <p>他方、事故前の運転状況にそれほど異常と評価できる部分がなく、被告人が正常な運転が困難な状態にあったとはいえない上、事故の直前においても、被告人が道路状況等に応じた運転操作を行っていることは否定できず、本件前後の状況からも被告人が見当識を失っていた様子がうかがわれない。</p> <p>これらの事実関係を総合考慮すると、被告人は、アルコールの影響により自動車運転に必要な注意能力、判断能力、運転操作能力等が一定程度低下していたものの、道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態にあったと認めるには、未だ合理的な疑いが残る。被告人が、本件当時、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったとは認められない。</p>	懲役5年6月 (過失運転致死、道路交通法違反)

	判決年月日等	事案の概要	主な争点及び争点についての判断の概要	判決結果
7-2	福岡高裁平成30年7月4日	7-1と同事案（控訴審）	<p><b>○主な争点</b> 「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」にあったか否か。</p> <p><b>○争点についての判断の概要</b> 被告人は、本件当夜、4時間30分以上の間、ビールを約2810mlも飲酒し、本件事故後の呼気中アルコール濃度は0.97mg/lであったから、相当に深い酩酊状態にあったといえることができる。また、警察官による飲酒検知の求めに対しても、適切に回答ができないなど、多量の飲酒のため、周囲で生起している事象を適正に認識できていなかった。</p> <p>事故現場の約700m手前の交差点において、前車から約13.7mも車間距離を空けて停車し、前車の発進から約8秒間も自車の発進が遅れたことは、状況認識能力が相当に低下していたことを示している。</p> <p>しかも、被告人が本件交差点の入口付近から内小回りに右折したのは、対向車線を走行してくる被害者車両との距離、速度について適切に認識できなかったため、被害車両より前に現場交差点を通過できると誤って認識した可能性が否定できない。まして、被告人が、アルコールの影響により、遅くとも衝突の5秒前から認識可能で、当然視野に入ってくる対向直進してきた被害者車両に気が付かなかったとすれば、それ自体で、アルコールの影響により状況を認識する能力が相当に低下しており、前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態にあったというほかない。</p> <p>以上からすると、被告人は、多量の飲酒によるアルコールの影響から、自動車を安全に走行させるために必要な周囲の状況を認識する能力が大きく低下しており、前方を注視しそこにある危険を的確に把握することができない状態にあったというべきである。</p>	懲役7年 (危険運転致死) (7-1を破棄)

(注1) 法務省刑事局の調査による。

(注2) 危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法第2条第1号又は平成25年法律第86号による改正前の刑法第208条の2第1項前段）の訴因が認められず、過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法第5条）若しくは自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法第211条第2項本文）又は危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法第3条第1項）等の限度で認定された事案のうち、平成26年1月1日から令和5年12月31日までの間に第一審判決が言い渡された事案及びその控訴審判決を抽出したもの。